

別表第2（第4条関係）

区分	資機材等・防災活動
情報伝達用	ハンドマイク、ラジオ、携帯用無線機等
消火用	消火器、バケツ等
救出救護用	担架、リヤカー、救急箱、防塵マスク、毛布、ライト、のこぎり、バール、ジャッキ、ロープ、はしご等
組織運営用	標旗、腕章、ヘルメット等
自主防災訓練	初期消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、避難訓練、図上訓練、炊き出し訓練等（打合せに伴う飲食費は除く。ただし、参加者に対し配布する飲料水は可とする。）
啓発活動	講演会、防災パンフレット、防災マップ等
避難行動要支援者避難支援活動	名簿、防災マップ等
資機材等の整備	避難所用テント、簡易間仕切り、非常用蓄電池、簡易トイレ、備蓄食糧等
資機材等の維持管理	点検、修理、燃料補給等
負担金	自主防災連絡協議会及び防災士連絡協議会に関する会費、防災士資格取得費用等
災害時井戸の整備	災害時井戸の整備に係る費用。ただし、個人所有の井戸を整備する場合は、災害時に地域住民が活用できるように体制を整えておくこと。
その他	その他市長が特に必要と認めるもの